

**名古屋市北名古屋工場（仮称）
整備運営事業**

落札者決定基準

**平成27年 7月 8日
名 古 屋 市**

1. 総則

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たり、「名古屋市一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定審議会」（以下「選定審議会」という。）において、最も優れた入札参加者（最優秀提案者）を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

2. 事業者選定の概要

（１）事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により入札参加者を募り、同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）及び「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年名古屋市規則第 162 号）が適用される。

（２）審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の 2 段階にて実施する。「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否か等を確認する「基礎審査」と、提案内容と入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」とを行う。

（「図 1 本事業における事業者選定審査フロー」を参照）

（３）審査体制

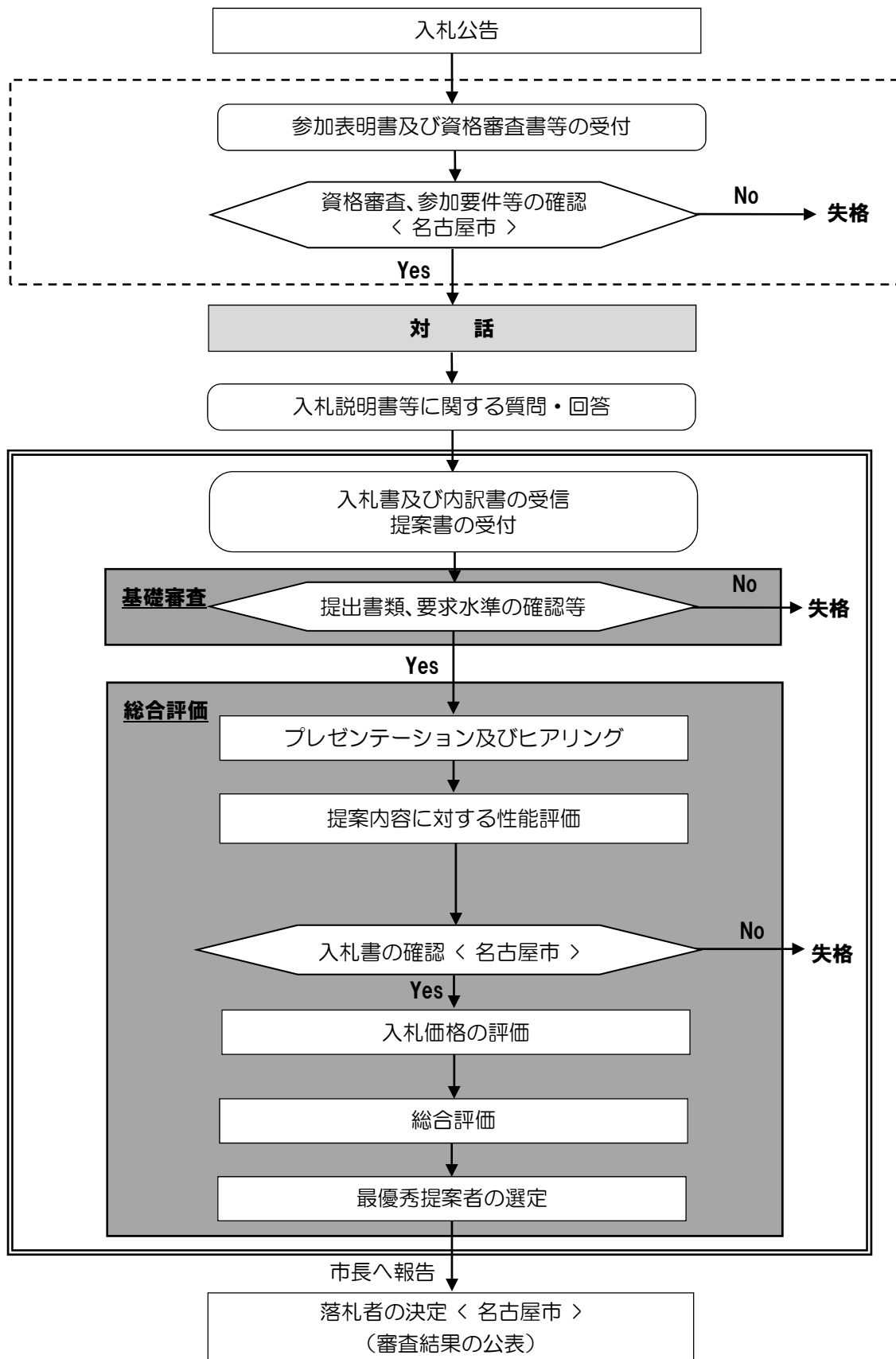
選定審議会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、市又は選定審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力企業が、実施方針公表から落札者決定までに、選定審議会の委員及びアドバイザー（共同企業体）に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

市が設置した選定審議会は、以下5名の委員により構成される。（五十音順）

- 会 長 奥野 信宏（中京大学 理事、学術顧問）
- 委 員 鈴木 賢一（名古屋市立大学 大学院 芸術工学研究科 教授）
- 委 員 大東 憲二（大同大学 情報学部 教授）
- 委 員 柘植 里恵（公認会計士、税理士）
- 委 員 藤澤 敏治（名古屋大学 名誉教授）

図1 本事業における事業者選定審査フロー



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの参加表明書及び資格審査書等をもとに、参加要件及び資格等要件の具備を市において確認する。参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「3（1）応募者の参加資格要件等」に示している。

資格審査の結果は、市より書面にて代表企業に通知する。

4. 提案審査

（1）基礎審査

本審査では、市及び選定審議会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

ア 基礎的事項の確認

市は、提案書に記載された内容が、表1に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。基礎的事項について、全てが適格と確認された入札参加者は、総合評価の対象とし、1項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。

表1 基礎的事項

① 共通事項

- ・提案書全体について、同一事項に対して2通り以上の提案がないこと、または提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと
- ・提案書全体について、様式に従った内容となっていること

② 「要求水準書」記載事項

- ・当該提案に関連する「要求水準対応全体計画書」（別添、基礎審査対象の該当「様式」を参照）に記述ある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること

(2) 総合評価

ア 性能評価項目及びその評価

「事業計画」「土木・建築計画」「プラント計画」「運営・維持管理計画」「環境・循環型社会への適合計画」「経営計画」の6評価項目に関して入札参加者に提案を求め、選定審議会において、その内容の評価し採点する。なお、本評価の合計点は100点とする。

イ 各性能評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能評価項目では、それぞれ評価項目において、次に示す4段階により評価し採点することとする。

表2 各性能評価項目の採点基準

評 価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

ウ 各性能評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画に関する評価（配点：１４点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
事業実施方針	・ 本事業の実施に当たっての基本的考え方 ・ 民間活力（資金、ノウハウ）の発揮による効果	○ 設計・建設、運営・維持管理、環境・循環型社会への適合等に関し、本事業の基本方針を実現するための具体性・妥当性はあるか ○ 立地条件等に十分配慮した事業計画か ○ 民間としての独創性及び有用性に富んでいるか ○ 民間活力の導入による経済的・技術的な効果が発揮されているか ○ 自治体が得るメリットの具体性・実現性は妥当か	5
事業実施体制	・ 業務の実施体制・支援体制（応募者の構成、役割分担） ・ モニタリングの実施 ・ 情報管理体制	○ 代表企業、構成員、協力企業の役割分担は、組織的な総合力が確立されたものであるか ○ 非常時には、独自で実効性のある体制を構築でき、本市及び関係自治体と相互協力及び対応業務を進める上で具体的かつ効果的なものであるか ○ 市が実施する業務に対して、具体的かつ効果的な協力体制となっているか ○ 各段階におけるセルフモニタリングの実施方法及び内容は適切であるか、また市のモニタリングに対して具体的な協力体制を構築しているか ○ 個人情報を含めた情報管理体制、保管方法は具体的かつ適切なものであるか ○ 情報開示は迅速性・正確性を備えており、根拠資料、提示方法等は理解しやすいものであるか	6
地域社会への配慮	・ 本市及び地元自治体、地域住民との連携等 ・ 見学者対応	○ 地元自治体との協力体制、地域社会への配慮、住民等に対する情報提供等は、具体的で実効性があるか ○ 地域住民が親しみやすく、地域連携の創生の場となるような具体的配慮がされているか ○ 見学者に対する配慮がされており、本市のごみ処理事業の考え方や本事業の基本方針が反映されており、環境学習内容等について具体的な配慮がされているか	3

② 土木・建築計画に関する評価（配点：１７点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
建築計画	・平面、断面計画 ・構造計画（強靱化対策を含む）	○ 各設備の配置は効率的かつシンプルであり、運転、点検整備等への容易性が工夫されているか ○ 将来の設備更新や建物改修等の可能性に配慮した計画となっているか ○ 管理施設、工場棟、煙突等、並びに見学者ルート、説明エリア等は適正な配置及びスペースの確保が図られており、また利用者に対する配慮がなされているか ○ 臭気、騒音・振動対策等のごみ処理施設特有の課題に対する対策の具体的かつ効果的な提案となっているか ○ 設備機器の荷重、土質、施設や設備等の強靱化及び長期使用を考慮した構造、または材料としているか ○ 水害（浸水）、地震、その他大規模災害及び事故等に対する防災構造及び計画は、具体的かつ実効性のあるものとなっているか ○ 被害拡大防止対策等は、具体的かつ実効性のある提案となっているか	7
施設配置・レイアウト	・配置計画 ・動線計画	○ 全体の配置及び外構計画は、立地条件、周辺環境及び近隣住民等を考慮し、日照阻害や収集車両による視覚的配慮をしたものであるか ○ 車両搬入出口等、周辺交通への影響を低減し、安全性を高めるための具体的かつ効果的な配慮がされているか ○ 構内の車両走行ルートが簡潔であり、かつ、車両の交錯や渋滞、車両と歩行者との交錯等に配慮し、安全性を確保したものであるか	3
景観・緑化	・建築物等のデザイン ・緑地計画	○ 建築物の外観、敷地内レイアウト等のデザインは、周辺景観との調和が図られているか ○ 清潔感の確保、近隣住民等に対する圧迫感を感じさせない工夫等は実施されているか ○ 「みどり」の創出を考慮した緑化面積、周辺植生及び生態系保全に配慮した緑化計画及び維持管理計画となっているか ○ 水辺等生物生息空間の創出や、地域の自然等との調和を考慮した緑化空間の構成となっているか	4

工事計画	・建設期間	○ 調査、許可申請、事務手続き及び設計、建設、試運転、完成検査等の工程計画は、効率的かつ実効的な提案となっているか ○ 建設工事中の周辺環境及び住民等への配慮、保全措置等は実効的なものであるか	3
	・工事における周辺配慮及びその監理	○ 安全対策、騒音・振動、粉じん等の環境対策について、より積極的で具体的な対策の提案がされており、その中で安全確保等の客観性の担保ができる工事・施工監理体制となっているか	

③ プラント計画に関する評価（配点：13点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
処理システム	・処理システムの安定性	○ 事故、故障等の予防措置及び機器等の余裕率、安全性等の設定は具体的かつ安全な考え方であるか ○ 設備、機器の運転監視、データ管理は適切かつ確実なものであるか ○ 長寿命化を推進するためのデータ収集、分析及び寿命予測等の考え方は適切であるか ○ 定常的なごみ量・ごみ質の変動に対する対応性、応答性は妥当であるか	6
	・処理システムの簡略性	○ 設備等の簡便性や運転・維持管理の容易性が確保されているか ○ 緊急時には専門の運転員以外でも運転可能なハード、ソフト構成となっているか	
施設の安全性	・設備、機器等の安全対策	○ 安全対策の考え方は適切で妥当であるか ○ 装置、機器類の配置及び連系・インターロック構成等は、安全性等を考慮したものであるか ○ 異物等混入時等の処理設備保護への効果的な対策がとられているか	7
	・防災対策（強靱化対策）	○ 浸水等に対するハード面での設備保護対策は、具体的かつ万全なものであるか ○ 地震、水害等大規模災害時の安全停止等のシステム面での設備保護の対策は、具体的かつ万全なものであるか ○ 自立的な運転再開への具体的かつ実効的な方法が提案されているか ○ 中長期的な資材等の供給断絶に対する対策は、万全なものであるか	

④ 運営・維持管理計画に関する評価（配点：23点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
運営体制	・ 人員、人材配置 ・ 運営計画	○ 組織編成、役割別人員数、勤務体制等は、効率性・合理性が確保されており、本市との密な連携を図れるものとなっているか ○ 事業期間中の運営方針及び計画に関する考え方は、安定的かつ経済的なものであるか	2
運転管理	・ 運転の安定性及び柔軟性	○ 運転管理等の計画、マニュアル及び教育・訓練計画等は、具体的かつ有用なものであるか ○ 情報開示に対して積極的であり、契約期間終了後の引継ぎにおいても、過去の具体的対応記録や長寿命化に配慮した情報等の提供が確保されたものとなっているか	2
安全・衛生	・ 運営、維持管理における安全性及び衛生管理	○ 安全管理等のマニュアル等は、具体的で実効性が確保されているか ○ 安全作業、安全教育等の考え方は妥当であるか ○ 衛生管理体制、衛生設備等の設置及び保持に関する考え方は適切であるか	3
非常時対応及び復旧体制	・ 危機管理体制 ・ 水害、地震、火災時、停電等の発生時への対応及び対策 ・ 災害ごみの受入・処理 ・ 地域の防災拠点	○ 危機管理に対する体制及び対応は、具体的で実効性があるか ○ 災害時等の非常時への対応及び対策は、具体的で実効性があるか ○ 本市及び関係自治体等との災害時協力は、積極的かつ万全なものであるか ○ 発災時の初動体制確立に対して、迅速な体制構築となっているか ○ 発災初期段階を経過した後は、関係自治体との連携を図りながら積極的なごみ処理を行う体制となっているか ○ 拠点機能等に対する考え方は適切であるか ○ 一時避難場所としての対応等に積極性があり、具体的かつ適切な考え方となっているか	7
ごみの受入体制	・ ごみ受入体制 ・ ごみ量の変動 ・ ごみ質の変動	○ ごみ受入時の検査体制及び異物除去対策は、万全かつ実効的なものであるか ○ 搬入不適物等搬入時や自己搬入時の対応は適切であるか ○ 計画搬入量を上回る（下回る）場合の受入許容範囲（処理単価に影響しないアロワンス）はどの程度であるか ○ ごみ質変動に対する受入許容範囲（処理単価に影響しないアロワンス）はどの程度であるか	4

点検・整備・補修	・保守点検、整備補修 ・施設の長寿命化 ・法定検査計画	○ 日常、定常的な保守点検、整備補修計画の考え方は適切であるか ○ 他工場において発生した不測の事態等による本市の運転計画やごみ搬入計画の変更等に対する、運転・整備計画変更等の適応性は柔軟かつ協力的であるか ○ 長寿命化に向けた考え方は妥当であるか ○ 20年以上の長期に亘る施設の使用及び契約終了後の可能な限り長期に亘る安定稼働継続等を見据えた点検確認体制及び整備、補修計画の考え方は妥当であるか ○ 法定検査についての検査計画及びその考え方は適切であるか	5
-----------------	---	---	----------

⑤ 環境・循環型社会への適合計画に関する評価（配点：21点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
環境保全対策	・ 周辺環境への配慮	○ 工事期間中及び運営管理期間中の周辺環境への配慮事項及び環境保全措置等（排ガス、排水、騒音、振動、悪臭、土壌等）は、具体的かつ実効的なものであるか ○ 排ガス中における水銀濃度が急激に上昇した際の対策は、万全かつ迅速なものとなっているか ○ 汚染土壌が顕在化した場合の対応及び処理工法等は、埋め戻しを含め、極力、場外搬出処分を抑制するものとしているか ○ 汚染土壌処分については経済性に十分配慮した適切なものであるか	4
地球環境への配慮	・ 温室効果ガスの発生抑制への配慮 ・ 再生可能エネルギーの導入 ・ 省資源、省エネルギーへの配慮	○ 温室効果ガス（CO₂ 換算）の発生抑制のための具体的な計画が策定されており、発生量は適切に削減されているか ○ 外部にて灰等資源化を実施する場合は、その事業に係る温室効果ガスの発生についても抑制する方向で検討がなされているか ○ ごみ質ごとに、エネルギー回収量等と温室効果ガス発生量とはバランスのとれたものであるか ○ 再生可能エネルギーの活用内容は、具体的かつ実現性があり、その活用量は、合理的な水準であるか ○ 再生材利用、建設廃材リサイクル等、建設時の省資源対策は適切かつ具体的で実現性があるか ○ 運営時の省資源、省エネルギー対策は具体的で実現性があるか ○ 建物の長寿命化によるライフサイクルコストの低減は、具体的で実現性があるか	7
資源循環対策	・ 埋立量削減に向けた方策	○ 焼却灰等、溶融飛灰及び金属類等、各種残渣の資源化方法又は有効活用の考え方は具体的で実現性や継続性があるか ○ 残渣量ゼロに向けた考え方は具体的で実現性や継続性があるか ○ 長期に亘る安定した資源化対応の考え方等は具体的で実現性や継続性があるか	3

余熱の活用	・余熱利用 ・発電量、発電効率 ・余剰電力の有効活用先及び活用量	○ 余熱利用に関する考え方、エネルギー回収率を向上させるための方策は、具体的かつ効果的なものであるか ○ 発電量、発電効率の多寡及びその向上のための方策等は、具体的で実現性・継続性があるか ○ 発電量は安定的であり、その方策等は具体的で実現性・継続性があるか ○ 余剰電力量の多寡及びその向上のための方策等は、具体的で実現性・継続性があるか ○ 売電単価向上に向けた方策等は具体的で実現性があるか ○ 電力販売先の競争性、安定性の確保についての考え方は、具体的で実現性があるか ○ 電力システムに関する改革方針、改正電気事業法等への適応方法等は具体的で実現性があるか	7
-------	--	---	---

⑥ 経営計画に関する評価（配点：12点）

項目	評価の視点	評価の細目	配点
リスク管理	・リスクおよびその分担に対する考え方 ・リスク顕在時（事業破綻等）への対応	○ 本事業を行う上で想定される各リスクに対する考え方及びその分担は適切であるか ○ 各リスク発生抑制の考え方、顕在時の対応策は適切であるか ○ 事業破綻リスクの抑制の考え方、顕在時の対応策は適切であるか	3
収支計画	・施設整備費及び運営維持管理費 ・委託料支払いの平準化 ・事業収支計画の適切性	○ 施設整備に係る各費用は経済的で適切であるか ○ 運営・維持管理に係る各費用は経済的で適切であるか ○ 各費用項目に連動する価格水準パラメーター（物価指数等公的指標）は合理的で適切であるか ○ 運営・維持管理費及び大規模な補修に伴う費用変動に対し適切に対応しているか ○ 事業収支計画と施設整備計画及び運営・維持管理計画とは適切に整合が取れているか ○ 事業収支の健全性、長期収支計画の安定性は適切で実現性があるか	6
資金調達計画	・資金調達方法の適切性（出資、借入、調達条件等） ・資金調達の確実性（調達先等） ・循環型社会形成推進交付金算定の妥当性	○ 事業内容や支払等の条件に対応した資金調達条件、債務償還の考え方は、明確かつ具体的で実現性があるか ○ 金融機関等からの資金調達は安心して確実であるか ○ 循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に基づき算定した金額は、具体的で実現性があるか	3

エ 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格（事業期間中の市の支払合計額をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。予定価格を超えていた入札参加者は失格とする。

オ 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行う。なお、満点は70点とする。

【考え方】

入札価格の内、最低価格を価格評価満点とし、他の入札価格は、最低価格との比率から得点化する。

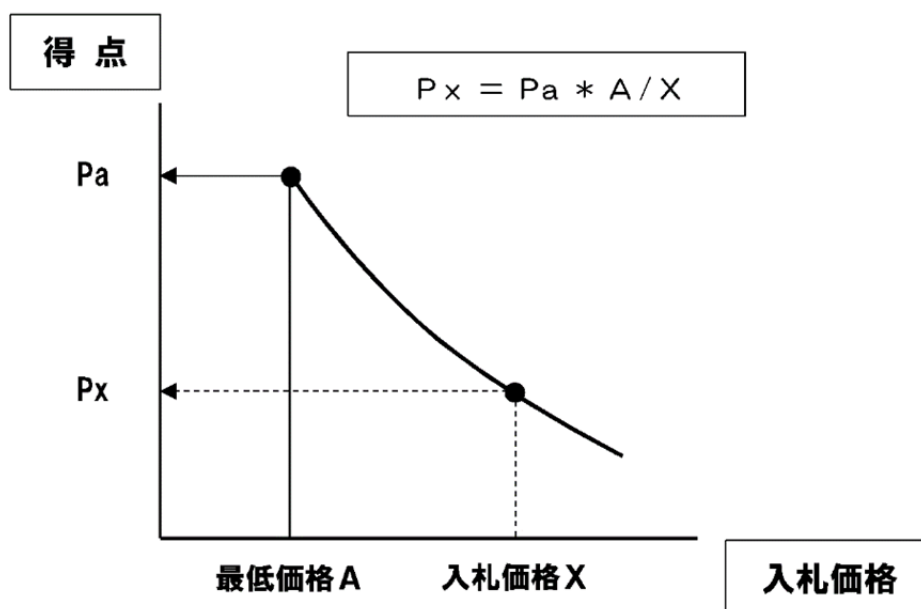
なお、価格評価の対象は、入札価格を構成する諸費用を割引率2.5%で現在価値化した価格とする。

【評価の算式】

$$\text{価格評価点 } P_x = P_a * A / X$$

P_a ：価格評価満点（70点）

A ：入札最低価格



※ 数値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。

カ 総合評価

性能評価項目に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価する。

なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は 170 点満点となる。

表 3 性能評価項目の評価と入札価格の評価に関する配点一覧

評 価 項 目		配 点	合 計
① 事業計画	事業実施方針	5	14
	事業実施体制	6	
	地域社会への配慮	3	
② 土木・建築計画	建築計画	7	17
	施設配置・レイアウト	3	
	景観・緑化	4	
	工事計画	3	
③ プラント計画	処理システム	6	13
	施設の安全性	7	
④ 運営・維持管理計画	運営体制	2	23
	運転管理	2	
	安全・衛生	3	
	非常時対応及び復旧体制	7	
	ごみの受入体制	4	
	点検・整備・補修	5	
⑤ 環境・循環型社会への 適合計画	環境保全対策	3	21
	地球環境への配慮	8	
	資源循環対策	3	
	余熱の活用	7	
⑥ 経営計画	リスク管理	3	12
	収支計画	6	
	資金調達計画	3	
性能評価項目の評価の小計 (α)			100
入札価格の評価 (β)			70
総合評価 合計 ($\alpha + \beta$)			170

※ 数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までとする。

5. 落札者の決定

選定審議会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価の合計（性能評価項目の評価の得点と入札価格の評価の得点を合計）が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

● 総合評価 = （入札価格以外の）性能評価項目の評価点 + 入札価格の評価点

市は、選定審議会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、最優秀提案者の構成員及び協力企業が、落札者決定時から事業契約締結までに、次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 賄賂・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- ③ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置を受けたとき。

ただし、協力企業が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、市との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

なお、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

審査及び評価項目と提案様式の対応

本基準に示す審査及び評価項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。原則として、各項目に対応する提案様式のみを審査及び評価対象とする。

審査項目			対応する 様式番号
提案 内容の 基礎 審査	①共通事項	[提案書全体] 2通り以上の提案、齟齬・矛盾等がないこと	様式5-1～ 様式15-2
		[提案書全体]様式に従った内容（項目の構成、枚数制限等）となっていること	様式 5-1～ 様式 15-2
	②「要求水準書」記載事項	提案に関連する「要求水準対応全体計画書」に記述ある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること	様式 6-1～ 様式 6-2
	③「経営計画」記載事項	資金収支計画の前提条件が施設計画等と整合がとれていること	様式 12-3 様式 13-2～ 様式 13-11
		総合評価に用いる価格は、入札価格が割引率2.5%で現在価値化されていること	様式 4-2 様式 13-10
		実施方針のリスク分担表との齟齬・矛盾がないこと	様式12-2
		関心表明書類等の写しが添付されていること	様式 12-4
提案 内容の 総合 評価	1. 事業計画に関する事項	① 事業実施方針	様式 7-2
		② 事業実施体制	様式7-3
		③ 地域社会への配慮	様式 7-4
	2. 土木・建築計画に関する事項	① 建築計画	様式 8-2
		② 施設配置・レイアウト	様式8-3
		③ 景観・緑化	様式 8-4
		④ 工事計画	様式8-5
	3. プラント計画に関する事項	① 処理システム	様式 9-2
		② 施設の安全性	様式 9-3
	4. 運営・維持管理計画に関する事項	① 運営体制	様式 10-2
		② 運転管理	様式10-3
		③ 安全・衛生	様式 10-4
		④ 非常時対応及び復旧体制	様式 10-5
		⑤ ごみの受入体制	様式 10-6
		⑥ 点検・整備・補修	様式 10-7
	5. 循環・循環型社会への適合計画に関する事項	① 環境保全対策	様式 11-2
		② 地球環境への配慮	様式11-3
		③ 資源循環対策	様式 11-4
		④ 余熱の活用	様式 11-5
	6. 経営計画に関する事項	① リスク管理	様式12-2
		② 収支計画	様式 12-3
		③ 資金調達計画	様式 12-4
	入札価格に係る内容（内訳書）		様式 13-2～ 様式13-11